令和６年　第３回（定例）津　和　野　町　議　会　会　議　録（第２日）

令和６年３月13日（水曜日）

議事日程（第２号）

令和６年３月13日　午前９時00分開議

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　町長提出第56号議案　専決処分の承認を求めることについて
津和野町税条例の一部改正について

日程第３　町長提出第８号議案　令和３年災第２０８７号町道北斗台線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について

日程第４　町長提出第９号議案　令和５年度旧日原保育園解体工事請負変更契約の締結について

日程第５　町長提出第10号議案　津和野町手話言語条例の制定について

日程第６　町長提出第11号議案　津和野町介護人材養成修学資金貸与条例の制定について

日程第７　町長提出第12号議案　津和野町土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例の制定について

日程第８　町長提出第13号議案　津和野町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第９　町長提出第14号議案　津和野町個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

日程第10　町長提出第15号議案　津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について

日程第11　町長提出第16号議案　津和野町空家等対策協議会設置条例の一部改正について

日程第12　町長提出第17号議案　津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第13	町長提出第18号議案	津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第14	町長提出第19号議案	津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第15	町長提出第20号議案	津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について
日程第16	町長提出第21号議案	津和野町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について
日程第17	町長提出第22号議案	津和野町子育て支援センター設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
日程第18	町長提出第23号議案	津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第19	町長提出第24号議案	津和野介護保険条例の一部改正について
日程第20	町長提出第25号議案	津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第21	町長提出第26号議案	津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第22	町長提出第27号議案	津和野町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第23	町長提出第28号議案	公の施設の指定管理者の指定について（津和野町地域活性化複合施設）
日程第24	町長提出第29号議案	公の施設の指定管理者の指定について（下左鐙地区広場緑地等利用施設）
日程第25	町長提出第30号議案	公の施設の指定管理者の指定について（津和野町保健福祉センターやまびこ）
日程第26	町長提出第31号議案	公の施設の指定管理者の指定について（津和野町福祉センター）

日程第27　町長提出第32号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野町障害者福祉センターはなみずき）

日程第28　町長提出第33号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野町デイサービスセンター）

日程第29　町長提出第34号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野共存病院）

日程第30　町長提出第35号議案　公の施設の指定管理者の指定について（日原診療所）

日程第31　町長提出第36号議案　公の施設の指定管理者の指定について（介護老人保健施設せせらぎ）

日程第32　町長提出第37号議案　公の施設の指定管理者の指定について（訪問看護ステーション）

日程第33　町長提出第38号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野町医療従事者住宅）

日程第34　町長提出第39号議案　令和５年度津和野町一般会計補正予算（第９号）

日程第35　町長提出第40号議案　令和５年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第１号）

日程第36　町長提出第41号議案　令和５年度津和野町診療所特別会計補正予算（第２号）

日程第37　町長提出第42号議案　令和５年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第２号）

日程第38　町長提出第43号議案　令和５年度津和野町病院事業会計補正予算（第３号）

日程第39　町長提出第44号議案　令和５年度津和野町水道事業会計補正予算（第４号）

日程第40　発委第４号　津和野町議会ハラスメント根絶条例の制定について

本日の会議に付した事件

日程第１　会議録署名議員の指名

日程第２　町長提出第56号議案　専決処分の承認を求めることについて
津和野町税条例の一部改正について

日程第３　町長提出第８号議案　令和３年災第２０８７号町道北斗台線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について

日程第４　町長提出第９号議案　令和５年度旧日原保育園解体工事請負変更契約の締結について

日程第５　町長提出第10号議案　津和野町手話言語条例の制定について

日程第６　町長提出第11号議案　津和野町介護人材養成修学資金貸与条例の制定について

日程第７　町長提出第12号議案　津和野町土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例の制定について

日程第８　町長提出第13号議案　津和野町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第９　町長提出第14号議案　津和野町個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

日程第10　町長提出第15号議案　津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について

日程第11　町長提出第16号議案　津和野町空家等対策協議会設置条例の一部改正について

日程第12　町長提出第17号議案　津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第13　町長提出第18号議案　津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第14　町長提出第19号議案　津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第15　町長提出第20号議案　津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について

日程第16　町長提出第21号議案　津和野町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について

日程第17　町長提出第22号議案　津和野町子育て支援センター設置及び管理運営に関する条例の一部改正について

日程第18　町長提出第23号議案　津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第19　町長提出第24号議案　津和野介護保険条例の一部改正について

日程第20　町長提出第25号議案　津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第21　町長提出第26号議案　津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第22　町長提出第27号議案　津和野町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

日程第23　町長提出第28号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野町地域活性化複合施設）

日程第24　町長提出第29号議案　公の施設の指定管理者の指定について（下左鐙地区広場緑地等利用施設）

日程第25　町長提出第30号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野町保健福祉センターやまびこ）

日程第26　町長提出第31号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野町福祉センター）

日程第27　町長提出第32号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野町障害者福祉センターはなみずき）

日程第28　町長提出第33号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野町デイサービスセンター）

日程第29　町長提出第34号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野共存病院）

日程第30　町長提出第35号議案　公の施設の指定管理者の指定について（日原診療所）

日程第31　町長提出第36号議案　公の施設の指定管理者の指定について（介護老人保健施設せせらぎ）

日程第32　町長提出第37号議案　公の施設の指定管理者の指定について（訪問看護ステーション）

日程第33　町長提出第38号議案　公の施設の指定管理者の指定について（津和野町医療従事者住宅）

日程第34　町長提出第39号議案　令和５年度津和野町一般会計補正予算（第９号）

日程第35　町長提出第40号議案　令和５年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第１号）

日程第36　町長提出第41号議案　令和５年度津和野町診療所特別会計補正予算（第２号）

日程第37　町長提出第42号議案　令和５年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第２号）

日程第38　町長提出第43号議案　令和５年度津和野町病院事業会計補正予算（第３号）

日程第39　町長提出第44号議案　令和５年度津和野町水道事業会計補正予算（第４号）

日程第40　発委第４号　津和野町議会ハラスメント根絶条例の制定について

出席議員（11名）

１番　道信　俊昭君	２番　大江　　梨君
４番　米澤　宕文君	５番　横山　元志君
６番　沖田　　守君	７番　御手洗　剛君
８番　三浦　英治君	９番　田中海太郎君
10番　寺戸　昌子君	11番　川田　　剛君
12番　草田　吉丸君	

欠席議員（なし）

欠　　員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長　中田　紀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……	下森　博之君	副町長 ……	島田　賢司君
教育長 ……	岩本　要二君	総務財政課長 ……	益井　仁志君
税務住民課長 ……	山下　泰三君		
つわの暮らし推進課長 ……			宮内　秀和君
健康福祉課長 ……	土井　泰一君	医療対策課長 ……	清水　浩志君
農林課長 ……	小藤　信行君	商工観光課長 ……	堀　　重樹君
環境生活課長 ……	野田　裕一君	建設課長 ……	安村　義夫君
教育次長 ……	山本　博之君	会計管理者 ……	青木早知枝君

午前９時00分開議

○議長（草田　吉丸君）　おはようございます。引き続いてお出かけをいただきましてありがとうございます。

これから２日目の会議を始めたいと思います。

道信俊昭議員より、遅刻の届けが出ております。

ただいまの出席議員数は１０名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第１．会議録署名議員の指名

○議長（草田　吉丸君）　日程第１、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により、５番、横山元志議員、６番、沖田守議員を指名します。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２．議案第５６号

○議長（草田　吉丸君）　日程第２、議案第５６号専決処分の承認を求めることについて、津和野町税条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森　博之君）　皆様おはようございます。今定例会に本日追加でお願いいたします案件は、専決処分案件１件でございます。慎重審議を賜り、可決賜りますようお願い申し上げます。

議案第５６号専決処分の承認を求めることについてでございますが、津和野町税条例等の一部改正の専決処分について、地方自治法第１７９条第１項の規定により議会の承認を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

○議長（草田　吉丸君）　税務住民課長。

○税務住民課長（山下　泰三君）　それでは、議案第５６号津和野町税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

令和６年２月２１日に、地方税法等の一部改正により令和６年能登半島地震に係る個人住民税の特例措置が設けられました。この特例制度により、令和６年能登半島地震で住宅家財等の資産に損害が生じた場合、令和６年度の個人住民税において雑損控除の適用が受けられることになり、本条例の一部改正を行うものでございます。

改正条文については、新旧対照条文を御覧ください。

附則第５条の次に、令和６年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例として、第５条の２第１項から第３項を追加して特例措置を講じております。第６条は、地方税法の一部改正による項ずれを反映しているものです。

施行日は、附則として、公布の日から施行し、令和６年２月２１日から適用となるものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。ありませんか。沖田議員。

○議員（６番　沖田　　守君）　これは能登半島地震に係る国の法律の改正に伴うもんですが、津和野の条例改正して、我が町にどういう影響があるのか説明してください。

○議長（草田　吉丸君）　税務住民課長。

○税務住民課長（山下　泰三君）　ただいまの税条例の一部改正が、本町にどのような影響があるかという御質問であったと思います。

津和野町税条例につきましては、地方税法の改正に係るものを全て一部改正をして、全国のどこの市区町村においても、同じ地方税法の下に税行政を執行しているところでございます。そういった前提のもとに、今回令和６年１月１日に発生しました能登半島地震、この日が住民税の賦課期日ということで、１月１日は毎年賦課期日で、各全国の市区町村での住民票の、その１月１日にある方に対して、令和６年度、次年度の住民税を賦課していくわけでございますが、このたび、１月１日の時点では、石川県の能登半島の被災に遭われた皆様方が、住宅が対象としているわけでございますが、その方が同日、津和野町に転入をもしされた場合、そのときには津和野町として雑損控除の適用を受けるというものでございます。

おっしゃられた内容につきましては以上になりますが、今回、１月１日に転入された方はいらっしゃいません。ですので、津和野町での該当はないわけでございますが、この税条例の一部改正につきましては、同じように改正を全国行っていくというものでございますので、そのように御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（草田　吉丸君）　そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第５６号を採決します。本案を承認することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。賛成多数であります。よって、本案は承認することに決定しました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３．議案第８号

○議長（草田　吉丸君）　日程第３、議案第８号令和３年災第２０８７号町道北斗台線道路災害復旧工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。沖田議員。

○議員（６番　沖田　　守君）　工事の請負変更契約、当然のことでありますからこれについて異論があるわけではありませんが、これを、変更契約をやると、補正予算に影響はすると思うんだ。なおかつ繰越明許費に影響してくると思うんだ。これ、国交省も入っとるでしょう。それは、補正予算は、この会期中に出されるわけ。そこら辺をちょっと説明してください。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　ただいまの御質問でございますが、今回のケースでございますが、前回、全員協議会でも御説明差し上げたとおりでございます。

減額を伴うものでございますが、今のところ補正での対応というのは今考えてはおりませんが、補助金返還も伴うことでございますので、それをまた処理するように今内部で進めとるところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　沖田議員。

○議員（６番　沖田　　守君）　ちょっと今説明が分からなかったが、補正には影響してこない。減額は。補正に影響ないということ。そしてなおかつ、繰越明許になってこやしないの。そこら辺はどうなっとるんかって言うの。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　まず、繰越明許の関係でございますが、本件につきましては一期工事と二期工事に分けて進めることに今決定されておりますので、今回の工事、これで可決いただきましたら減額を伴う変更を行いまして、今までやった分で精算をしたいと思っとるところでございます。

ですから、工事は、この３月末で一期工事は終了ということでございます。それで、二期工事につきましては、また新年度の予算のほうで、当初予算のほうでは計上しておりませんが、緊急自然災害、緊自債のほうを利用とか今検討しとるところでございますので、改めて補正予算等でまた提案させていただきたいと考えとるところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　そのほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第８号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第４．議案第９号

○議長（草田　吉丸君）　日程第４、議案第９号令和５年度旧日原保育園解体工事請負変更契約の締結について、これより質疑に入ります。ありませんか。横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　質問させていただきます。先日、初日が終わった後、ちょっと現場を見に行ったところであるんですが、現場を見に行って現場代理人さんとお話しさせていただいたところもあるんですけど、まずちょっと気になったこととして、現場事務所が設置されていなかった。それで、共通仮設費の中に現場事務所は入っとるんでしょうか、入っていないんでしょうか。

あと、現場に施工体系図がなかった。これも現場代理人さんの方に確認をしたところ、会社にありますという説明でした。果たしてこれでいいんでしょうか。

あと、ＫＹ活動の掲示板が斜めになって傾いていて、なおかつ水タンクの裏に置いてあり、とてもじゃないがＫＹ活動をやっとるような雰囲気ではないようにちょっと見受けられました。果たしてこのような状況でいいものなのかというのをお伺いします。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　工事施工者の現場の様子をちょっと見に行かれたということで、現場事務所、それから施工体系図がなかったというあたり、それからＫＹ活動の掲示板が傾いていたというような御指摘でございますが、すみません、私もここのところはちょっと現場に行っていませんので、詳しい様子はちょっと承知はしておりません。

もしそういう、横山議員、多分、この間初日の後に行かれたということですので、先週の終わりぐらいに行ったということでしょうから、その時点でそうしたことがなかったようであれば、私どものほうから発注者としてきちんと指導してまいりたいというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　そのほか、ございませんか。田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　以前もちょっと説明あったかもしれませんけど、まず１つ目としては、アスベストが出てきたっていうのですけど、これ、いつ頃分かったのかっていうのと、当初はこのぐらいの予定だったのがどんぐらい増えたのかっていうのをお伺いしたいのと、もう１点、２つ目の変更理由として、近隣施設に日原保育園があり施工時間の制限が生じているっていうんですけど、これは最初の時点で施工時間の制限って生じるっていうことが分かっていたのかどうか、それとも後で分かったのか教えていただきたいです。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　アスベストの量につきましては、事前調査の段階である程度は分かっております。ただ、これは外壁の吹きつけたところに多くございますので、実際は、今解体してますけど、出来高がどうなるかという最終的な生産数量まではまだ承知はしておりません。ただ、施工段階では、ある程度の量は出るであろうということは、調査段階で出ております。

それから近隣施設の事前協議ですけど、これは発注をしてから、我々どもから、以前も隣の新しい保育園を建てたときにそういう協議をしたということを健康福祉課からも聞いていましたので、改めて今回発注業者が決まった後に、事前協議はしてほしいという旨を我々から伝えたところです。その事前協議をした中で、幾らか制限を設けてほしいというのが日原保育園からあったということで、こういった状況になったということであります。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　事前協議をして、その時間が、制限があったから、じゃあ変更期日が延びたっていうことにはならないんですよね。ちょっと今の説明で。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　それが全ての原因かと言われるとそうではございません。なので、アスベストのことが一番大きな要因ではございます。やっぱりそれが、今最初に僕説明しましたけど、最初の調査の段階で分かっていたことと、実際今やりながらかなり広範囲にわたっていたということが判明したために、いろいろなその辺で、詳しい話をしますと、大気汚染防止法に基づいた、必要な、いわゆるアスベスト飛散防止対策を取らなければならないということも、施工してから量で分かったこともございますので、そうしたことに対して必要な養生をしたりとか、そうしたことに不測の事態が生じたということもございます。

なので、一概に保育園との事前協議で工事の時間が短くなったということの理由だけではございませんので、そういうふうに御理解いただければというふうに思っております。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　あと、期日が延びたということで、恐らく次年度にこの増額の補正が出てくると思うんですど、今の段階で、もし分かればでいいんですけれど、要は、増額としては、アスベストの工事の作業分と工期の延長分の増額っていうのが想定されるんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　今のところ増額は予定しておりません。な

ので、今回はあくまでも、変更契約は工期の延長の変更契約の御提案ですので、増額を伴うものでは現在のところございません。

なので、今繰越明許もしておりますので、そうしたところで最終的に精算して数量が出た場合になるかもしれませんが、現時点では数量が判明しておりませんので、現在のところは増額はございませんという言い方しかありません。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　反対させていただきます。

先ほど指摘したこともあるんですけど、私が目で見ただけの話にはなるんですが、一月以上、議決後から一月以上着工されとるような様子はなかった。そして、延長されとる工期を見ると、一月弱。もし議決後すぐに取りかかっていただいとるのであれば、期間内にできたのではないでしょうか。なぜ、一月も置いていたんでしょうか。一月以上。

それに、私、それこそ現場見に行った後、日原保育所のほうに聞き取りをちょっとしに行ってみたところ、要は工事をしないでほしいという時間は、要はお昼寝の時間の約１時間。土木工事も何でもそうなんですけど、８時間勤務すれば１時間休まなければいけない、その時間に充ててもらえないだろうかという事前協議であったというふうにお伺いしております。つまり、実質作業時間に影響は何も及ぼされていないと自分は認識しております。

あと、アスベストについても、あるということは十分に分かっとることなので、それについて工期が延びるというのはちょっと納得できない。それから先ほど指摘した、まあ、言わばずさんな状態。このようなずさんな施工管理をしとるのにもかかわらず、工期を延ばしてくださいとはどういうことだ。ちょっと私は理解しかねますので、反対させていただきます。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　正直、賛成、反対かなり悩みました。それで、今回一

応賛成はしますが、とにかくこの変更理由っていうのがちょっと明確ではありません。今後、増額が出てきたときにまたしっかり検討したいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第９号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（８名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（１名）

横山　元志君

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第５．議案第１０号

○議長（草田　吉丸君）　日程第５、議案第１０号津和野町手話言語条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。米澤議員。

○議員（４番　米澤　宕文君）　第３条にあります必要な施策を実施するものとする、

これは、手話講座は年間何回か開かれるというような事柄でしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　第３条。

○議員（４番　米澤　宕文君）　第３条。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　必要な施策を実施するというところですか。

○議員（４番　米澤　宕文君）　まあ、しまいのほうにある。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　これは当初の説明にもしましたけれども、この条例を制定することによって、新たにじゃあ何かを今後始めるということは、特に今は想定をしておりません。これまでやってきた手話通訳者の設置であったり、手話通訳者の派遣事業であったり、そういうところに力を入れていく。この条例を制定することによって、何よりも地域社会で、住民の方に手話というのは言語なんですよということをきちんとお伝えをしていくことを趣旨としております。

今言われました手話奉仕員の養成講座は、これまでも通年やっております。これは、２年間がワンセットでいつも行っておるものでありまして、ちょうど今回は５年度、６年度でワンセット終わったところです。いわゆる入門講座から始まるわけですが、今度は、令和６年度の５月から２年間をかけて入門課程が１年間、それから基礎課程が１年間ということで手話奉仕員の講座を開催したいと思っております。またこれについては、町民の方にお知らせをしていきたいと思っております。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　このたび、手話言語条例の制定が行われるわけですけれども、今朝新聞にも、吉賀町が制定されこの益田圏域全てが条例制定となる見込みだというふうな報道でございましたけれども、これまでもこの手話言語条例は制定されている自治体あったと思います。

今年度、改めてこの津和野町において条例制定に至った経緯といいますか、なぜこのタイミングで、この３市町が合わせて行った、まあ、そういったところもあるのかなと思うのですけれども、この条例制定の経緯、そしてこの津和野町の制定後、どのような施策が展開されていくのかをお尋ねをいたします。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　今御質問の手話言語条例につきましては、名前はそれぞれ様々ですが、今現在、全国で約５００の自治体がこの条例を制定しています。一番最初は、御存じのとおり、鳥取県の平井知事がつくられたというところが初めとなっております。島根県内では、現在のところ出雲市、益田市、昨日吉賀町ということで、うちが今日議決いただければ、４市町目ということになります。益田市については、もう三、四年前ぐらいに制定をされているというところであります。

今回、津和野町としてこの条例の制定を行ったということの経過でありますが、昨年６月に、益田市の聴覚障害者協会の方から御要望をいただきました。町長のほうへ。ぜひ津和野町でも手話言語条例を制定してほしいというところ。恐らく同時期に吉賀町さんにも、益田市の聴覚障害者協会の方が要望を出しておられるのではないかと。このタイミングで吉賀町、津和野町、同じタイミングで、今年度その趣旨にのっとって制定をするかというところで決めたところであります。

今後の施策については、先ほども申し上げましたが、じゃあ新たなことを何かやっていくかではなくて、この手話ということを町民の方に広く知ってもらいながら、また、あえて今回の条例にもありますが、町の責任として、手話に対する理解促進・普及に努めるというようなことをきちっと記載して、町民の役割として、手話に関する町の施策に協力をするということ、それから事業者に対しても、町の施策に協力する、あわせて従業者に研修その他必要な措置を講ずるというようなことを記載をして、いわゆる全町民の方にこの手話の必要性っていうのを理解してもらうというところが、大きな趣旨となっております。

○議長（草田　吉丸君）　寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　手話言語条例をつくられるということで、とてもうれしく思っております。

今、課長さんから、広く町民のほうに知らせるというお言葉があったんですけど、具体的に何かどういうふうな形で知らせるとか、もし決まっていれば教えていただけたらなと。町民が知ることがものすごく大事なことだなと思うので、お願いします。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　今もやっていますけれども、広報のほうで毎月１つ

の言葉、２つの言葉をまず覚えてもらう。そういうところから含めまして、先ほども言いましたが、また６年度５月からは、新たな２年間を使って入門講座も開催するというところ。その辺のところ。

それから、町民の皆様に、この条例が制定されましたというところの、今後広報等できちっと広く周知をしていって、とにかくいろんな場面で手話に触れてもらうというところは、様々な形で、町としても今後考えていきたいと思っております。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第１０号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認をしてください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（９名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君

川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第６．議案第１１号

○議長（草田　吉丸君）　日程第６、議案第１１号津和野町介護人材養成修学資金貸与条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。米澤議員。

○議員（４番　米澤　宕文君）　この条例、読んでみたところ、対象者が町内出身者または町内在住者、もしくはどこの者でもいいのか、ちょっとないと思います。

それから第７条の２項で、全部読むと時間かかりますので、市町村長の発行する所得証明書並びに学業及び人物についての所見を記載した当該養成施設の長の推薦書、これ、入ったばかりでこんなこと分からんと思うんですが、いかがでしょうか。

それから１４条、修学資金の返還は、毎月の支払いによる均等返還とするとありますが、これはこの施設なり研修を終えてすぐやるのか、猶予措置があるのか、１年間とか。そこもちょっと不明なんで。

それから第２０条、修学資金を返還すべき条例ですが、返還するべき額につき年１５％、割合で計算した延滞金を町に納付しなければならない、これが次の第１２号の、津和野町土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例で、ここではやはり同じようなことで、第９条、やはり返還すべき額に、ここでは年３％。大きな差が出てきているんですが、この１５％と３％の整合性というか、どういうことでこのパーセントを決められたのか、教えていただきたい。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　４点の質問があったと思います。

まず、１点目の、どこの方でも奨学金を借りることができるかといったところでございますけども、第３条に掲げております、町内にあります介護施設、サービス事業所がございますけども、そちらのほうに就業していただく方でありましたら、町外の方でもこの修学資金を活用することができます。

続きまして、第７条のところでございますけども、２項といたしまして、当該養成施設の長の推薦書を添えなければならないとなっておりますが、現在津和野町のほう

では、看護学生、医療技術者等の方に対しまして修学資金のほうの貸与をしておりますけども、そちらのほうでも同じようにその学校の推薦書ってのを頂いておりますので、それと合わせまして、このような項を作成させていただいております。

続きまして、第１４条のところでございますけども、これにつきましては、学校の養成機関を卒業されて町内の事業所に入られた後、何らかの理由で辞められたとなりますと、こちらとの話合いの中で、じゃあいつからこの返済を始めましょうねといったところを協議をする中で、返済期日を決定させていただくといったところになっております。

次に、２０条でございますけども、１５％といったところでございますけども、先ほど申しましたとおり、医療対策課のほうといたしまして、看護学生、また医療技術者等についての修学資金をやっておりますが、そちらにつきましても１５％といったパーセントを設定しておりますので、それと合わせる形でこの条例を制定させていただきました。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　すみません。財源については、何を充てられるのでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　財源につきましては、一般財源を活用いたします。

○議長（草田　吉丸君）　ありませんか。米澤議員。

○議員（４番　米澤　宕文君）　これ、読んでみますとすごく長くて、この、介護人材養成修学を勧めるような文章じゃないと思うんですが、もっと簡潔に、どんどん私も辛うじて、これを読むだけで大変と思うんですよ。この方達がやろうと思えば。もっと簡潔にすべきではないかと思うんですが、募集人員を増やすためには、簡潔にはならんもんですか、もうちょっと。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　この条例につきましては、先ほど申しましたが、ほかの貸与条例と同じような形で作成をさせていただきました。当然、読んでいくのが

大変だというのは重々分かっております。

こちらといたしましても、周知の方法といたしましては、簡単なチラシ等を配布しまして、その中で周知をしていくといったところで、３月末に嘱託文書として配布いたします中に、ほかの修学資金の貸与条例の大まかなところを書いたものをお配りするといったところもやっていこうと思っておりますし、簡単なものを作りまして、それぞれの学校等を訪問する中で周知をさせていただきたいと考えております。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第１１号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

各自、自分が選択したボタンのライトが点灯しているか確認してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（９名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君

川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第７．議案第１２号

○議長（草田　吉丸君）　日程第７、議案第１２号津和野町土木技術職員等修学資金の貸与に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　先ほどの前号の条例ですと、町内の施設ということですが、これは役場の職員を限定しての貸与ということで、何人確保することを目的とするのか。もし確保できた場合、できましたということでこれは廃止をするものなのかどうなのか。それから、この土木学生というのは、第２条、将来、役場における土木技術職員の業務に従事しようとする意思を有する者ということなんですけども、意思はあっても当然役場に入れるかどうかというのは、その後、当然採用試験に受かるかどうかというとこもあると思うんですけれども、この前号、先ほど終わった議案第１１号のほうは何となく分かるんですが、これはピンポイントでこの先どうなるのかなと。ちょっとこれ、いいことだとは思うんですが、じゃあ来年度、土木採用の方がいらっしゃった場合、ああもう足りてますからということでこれはなしということになるのか、そうした場合、貸与はしてます、でも役場の職員にはなれませんけどということになってくると、この役場の職員になったら返還の免除という特典がなくなってくるのかなと思ったり、ちょっとこの条例制定の経緯がよく分からないので説明をいただければと思います。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　ただいま御質問があったことでございますが、まず、この募集につきましては、議員御指摘いただきましたとおり、役場の職員限定ということで考えております。その趣旨につきましては、先日申し上げたとおりでございます。土木技術職員が不足しておりまして、現場の対応等が円滑にできない部分がございますので、その辺を懸念しておりますので、それでこういう採用の、どうにかという思いがありまして提案させていただいたところであります。

何人を想定しとるかという御質問でございます。令和６年度につきましては、１２０万円を今予算でお願いさせていただきたいと思っとるところでございます。内訳につきましては、今当方で考えておりますのが、月５万円で、１年６０万円になります。２名程度ということで現在考えておるところでございます。

なお、この条例につきましては、県外の他自治体で実施しとる例がございまして、それを参考に作成したものでございます。実際やってみなければ分からない部分がございますが、実際これでアナウンスして、どういう反響があるかというのを見ながらまた対応していきたいと思っとるところでございます。詳細につきましては、先日申し上げましたとおり、今規則のほうでいろいろ検討しとるところでございます。

それと、入る意思についてでございますが、まずこの条例を基に入る意思があるというのは条件でございますので、あと、次のステップで町職員に採用がどうかということは、また次の問題になろうかと思います。それで、足りているからやっぱりいらないということは、やっぱりちょっとそういう話、まあ、現在、今足りていない状況でありますので、それを補完するために提案させていただいておりますので、今は土木技術職員の採用が進んでほしいという思いがありますので、それで進めていきたいと思っております。

また、返還の免除等につきましても、規則のほうでこれから設定させていただきたいなと思っとるところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　ちょっと補足をさせていただこうかと思っております。

全国的にこうした土木技術職員の確保が難しくなっているということで、こういう自治体限定でやるということが少しずつではありますが、ちょっと増えてきてもいるということで、ほかにもう実際導入されている自治体のを参考に、今回こういうような条例もつくらせていただいたということであります。

ひとまず津和野町としては、これ、２年限定として行いたいという、そういう考えでおります。その上で、一定程度の確保ができましたら、この事業については廃止をするというような形で考えているというところであります。

それから、規則のほうではうたっていく予定にしておりますが、申請を、それを受理するかどうかは、一度委員会のようなもので審査をさせてもらうというような形でありまして、一定程度、今後津和野町の役場としても迎え入れることができるという、そういう職員の方の可能性というものを認めながら、この申請を許可するかどうかというのは事前に検討もしていきたいと思っています。

ただ、一次試験、二次試験と正式な試験がありますので、例えば一次試験等で点数が、これ筆記試験になりますから、そこでもう及ばない場合は、奨学金を取っているからどうでも入れるということには当然ならないというふうには考えておりますので、そのときにはやはり返還をいただくというようなことも、それも了解の上で応募していただくと、申請していただくということも考えていくというふうに考えております。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　他の自治体でもされているということでありますけれども、これ、一番懸念するのは、先ほどの介護職員の部分につきましては、広く町内にも幾つか施設がありますので、そういったこともできるのかなと思いますが、当然、医療従事者のほうもこれまであったと思います。看護師、医師の部分もあったと思います。今回、土木というのは、役場の採用というところに町民の方に誤解を生じるんじゃないかと。

今回、２年限定ということで、恐らく、これは町長が人口減少対策の一つの策として打たれたものだと思いますけれども、じゃこれ、２年限定で入った職員、この２年限定で入った職員というのは特定されますよね。

あの職員さんは、この制度を使って入ったんだと。その次に入ってくる職員さんは、それを使えなかったとなってくると、また不公平感が生まれるのではないかなと。

これが２年限定だからというメリットもあるかもしれませんけれども、逆にデメリットもあるというところもしっかりと念頭にいただいて、規則の部分で、どのように書かれるか分かりませんし、また面接の際にしっかり説明していただかないと。

これを受けたら、これを借りれたら、もうあの人は入れるんだとか、そういった町の中で話になってもいけませんし、きちんと説明した上で、この２年限定で土木の技術職員を短期的ではあるけれども、こういった募集を強く求めているんだと、そうい

ったメッセージをしっかりと出していただければと思います。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　ただいまの御質問でございますが、不公平感が生じてはいけないということがございます。議員おっしゃるとおり、そのいろいろな内容につきましては規則で、改めて、よく検討していきたいと考えているところでございます。

また、津和野町を受験しようと思っている方々に対する周知でございますが、また実際、それを周知するに当たりましては、募集要項等も別途、分かりやすいものを作って、御案内しようかなと今思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　８条なんですが、返還の免除の１項に、引き続き１０年業務に従事したときに免除されるということなんですが、逆に捉えれば、１０年勤めさえすれば退職したっていいというふうに取れます。

なぜ、そのようなことをお聞きするかといいますと、土木技術職というのは、大変高給取りな方が多くございまして、例えば、１０年目の職員の町役場の給料よりも、どこか民間事業所に入ったほうが、はるかに給料がいいと想定されます。となると、やはり１０年たったら辞めるという職員が出てくるのではないかというのを、私はちょっと危惧するところではありますが。

ですので、私が思うところとしては、例えば、この職員については、逆に不公平感があるかもしれませんが、特別に等級を上げるとか、資格を取れば特別な等級を上げるとか、そういうことを考えたほうがいいのではないかと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　今、議員お話がございましたとおり、実際、若年層におきましては、民間の建設業者のほうが技術を持った職員、給料のほうが高いと、私も認識しているところでございます。

それで、１０年というところでございますが、やはり、いつまでという議論になってくるんですけど、一定の期間おっていただきたいという思いがありますので、それ

を今回１０年ということで設定させていただいたところでございます。

それが、例えば２０年おって辞めるときには、返還してもらわなければいけないとか、そういういつかというのが判断が難しい部分もございます。私どもといたしましては一定の期間が１０年ということで、実際に今、施行されておられる自治体も参考にしながら、設定させていただいているところでございます。

それで、次の御質問にあった、それで採用されたものに対して、等級等を上げるとか、そういったお話がございましたが、その辺につきましては、個人的にはどうかなという部分、逆に、不公平感が生まれる場合もあるかもしれませんけど、その辺の対応というのは人事に関わる部分もございますので、当課といたしましては土木職員が不足しているということで、御提案させていただきましたので、その辺につきましては、私のほうから言及させていただくことは控えさせていただきたいと思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（草田　吉丸君）　沖田議員。

○議員（６番　沖田　　守君）　先ほどの川田議員の質問に、２か年限定なんて質問があったけど、それに対して答弁もなかったが、町長の人口減少対策で、これを打ち出すというような、そこは多少影響があるのかどうかこれは町長に聞きたい。

それから、私は多分、建築の土木の、なかなか専門職の職員が採用試験をやっても、当役場になかなか入ってこないという、これまでのことを考えて苦肉の策で、こういうような奨学資金を貸与して入ってくれる職員が入れます。職員をこういう方法ででも求めたいという苦肉の策ではないかと思うんですがね。

本来、先ほども同僚議員が言ったように、役場の職員の職員体系と民間とは、特に建築や土木の技術者については、雲泥の差があるんですよ。初任給から始まって、したがって役場にはなかなか人材が集まらないと。

それは我が町だけではない、どこの役所であろうと町役場であろうと、土木職員も建築技師の職員も採用しようにも応募してこないんだからどうしようもない。だから苦肉の策でこれを出すんだろうと思うから、このことについて反対はしませんが、２か年の限定というのはどういう意味ですか。

川田議員が質問したのに答弁がないから、いかにも町長の人口減少の対象にという

ような意味合いの質問でしたが、町長、答弁してくださいよ、きちっと。何のことやらさっぱり分かりません。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　もともとは、この事業というのは、いわゆる施政方針でも述べましたように、人口減少対策で短期的に成果ができるものを何か取り組めることはないかということを、この半年間、庁議の中で話をしてまいりました。

そういう中で具体策として幾つか、このたび新規事業として提案をしているというところでありまして、基本的には、その中の一つの事業でございます。特に、先ほどの御承認いただいた介護関係の奨学金も、同じような経過で上がってきたものでございます。

その背景には、せっかく今は仕事があっても人口減少になっているというところで、昔は人口減少の要因というのは、仕事がないから帰ってこないというのが大きな原因だった。でも今はそうじゃないというところから、非常に今、人手不足で特に困っているところを何とか応援をすることで、ひとつ、人口減少対策とうまくマッチングできないかというところに、ここの事業が出てきているといったところでございます。

先ほど沖田議員からも、苦肉の策という、まさに土木系は、そのことも当てはまっておりまして、町職員として、長年、募集してまいりましたけれども応募がないという中で、ひとつこういう事業をやって人材確保のマッチングをしていこうというのが大きな狙いというところであります。

施政方針でも申し上げましたように、ただ、今、町財政が非常に厳しくなってきておりますので、ひとまず経常経費のようになるようなことは避けていきたいという思いがございます。

ですので、今回、この土木の関係の事業、それから先ほど申し上げた介護の関係、それから新年度予算にいろいろな事業を、新規事業として関連するものを提案しております。関連するものというのは、人口減少、少子化対策、そうしたものの短期的な効果が認められるような新規事業ということで、予算をつけて提案をさせていただいております。

これらの多くは、当面、経常経費ということになってはいけないので、２年の重点

事業としてやろうという考え方で進めていこうというものでございます。当然、２年後において、まだまだ、これは継続するべきであると、少し経常経費となっても３年目以降も続けれるべきだというものになれば、それはそれで継続していくことも、選択肢として考えられるというころでありますが、基本は、２年の重点事業ということで取り組ませていただきたいということであります。

新たないろいろな新規事業がありますので、町はこういうことを今やっておりますということを、いろいろなＵＩターンフェアに出かけたときに、２年の限定ですが今やっておりますと、そこに、その短期的な成果を求められないかというのが今回の大きな趣旨でございまして、この２年の間にできるだけＵＩターンを促進していく、そういうものへ進めていきたいという思いでございます。

繰り返しになりますが、それで効果が更に続けることで認められるようなものがあれば、３年目以降も続けることは、それは可能だという考えで今やっております。

○議長（草田　吉丸君）　沖田議員。

○議員（６番　沖田　　守君）　残念ながらね、それは町長の人口減少対策の短期間で経常経費に影響せずにという、その気持ちは分からんことはないけどね、これは残念ながら効果出ませんで、こんなもの。

これは役場の職員に入ってくるための施策なんだけども、賃金とも特殊に建築や土木の職員は、一般職の初任給よりは２万円、５万円、高く採用すると言うんなら、それは効果がありますわね。

職員採用申込みが、これをやったところが申込みはありはしませんで、言うてみるようなことで、全く効果は私はないと思う。それからね、くどいほど申し上げますがね、土木や建築なんていうのは我が町が計画する、ある程度計画年度の中でどういう建築物を、施設を建てようという計画があれば、限定的に何年かを限定して、そういう建築技術者を３年なら３年、５年なら５年という、その短期間の中で高額で採用するという、そういう方法を取らないと対処ができないと私は思う。

このせっかくの肝煎りの、町長の肝煎りかも分からんけど、私は全く効果はないと私は思いますが。それは町長一生懸命２か年やって、こんなことで人口対策になるんなら、このような町になっちゃおりません。残念ながら効果はないかと私は思う。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　初任給等の給料を上げるということは、もう少し、かなり議論を我々も深めなければ、それは簡単には実現ができないことだというふうに思っております。

今回のこの事業が、短期的なところで効果がないと言い切られてしまえば、それまでかもしれませんが、我々は基本的に中・長期的なところでは、０歳児からのひとづくりの教育的な魅力化ということを中心に据えていくと。

そこには土台としながらも、やはり短期的な成果が望まれることを、この２年取り組んでみようじゃないかということを、庁議の中で話合いを進めてきた。その積み上げの中で、町長肝煎り、当然、提案するわけでありますから、町長としても一緒に信念を持って取り組んでいくわけでありますが、ボトムアップで様々な事業が上がってきた、その議論を重ねてきたのが、今回のこの重点事業であるというところであります。

ですから結果として、１人の応募もないかもしれません。だけれども、やはり今一丸となって、短期的に、この人口減少対策に取り組もうという、その姿勢の中の一つの事業だということを、何とぞ御理解をいただければありがたいというふうに思っております。

結果として応募がなくても、先ほども申し上げたように、いろんな短期的な新規事業を、これを一つのいわゆるＰＲ材料にするということはできるというふうに思っております。

いろんなＵターンＩターンフェアや町のホームページ、それからＳＮＳ、そういうもので、町はこれだけの仕事の確保や子育て支援や、こういうものをやっていますということができる。その材料にはなる、それだけでも一つの効果だというふうに、我々は議論の中で認めてきたというところであります。

というのも、この議論の中で今まで津和野町も、そのほかにも今、既存の事業で、いろいろな子育て対策をやっております。実は、それがうまくまだ周知ができていないのではないかということにも大きな課題だというのが、この庁議の中での話合いの一つの結果でもあったということでありまして、そういう今まで積み上げてきたもの

にプラスして、新規事業を合わせて、それをしっかりＰＲをしていく。それを２年間、みんなで頑張ってやってみようじゃないかと。

その上で、また人口減少対策の兆しが出ないのであれば、それは私自身、やはり４期目の、これは施政方針でお話をしたその思いというところでありまして、そこにひとつ、みんなで結果を出していくよう努力をしていきたいと、そのように考えております。

○議長（草田　吉丸君）　ありませんか。米澤議員。

○議員（４番　米澤　宕文君）　この表題を見ますと、津和野町土木技術職員、これは建築技術職員も入ると解釈していいんでしょうか。その後に土木技術職員等とありますので、過去、建築確認申請が出ても、いろんなことで大変困っておることがあったと思うんですが、建築士のことも過去、話題になったと思うんですが、ここで土木技術職員並びに、やはり建築技術職員も表に出すべきではないかと思います。

それと、先ほども言いましたが、遅延利息でここ３％、前の１１号では１５％と大きな開きがありますが、先ほど他市町村の参考にされたとも言われたと思うんですが、あまりにも大きいのでどうなんかなと。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　まず、初めの御質問でございます。建築も入るのかということでございますが、これは第１条のところに規定しておりますとおり、土木学生等ということで、土木技術職員及び建築技術職員ということで定義しております。

表題の部分に、これも入れたらいいんじゃないかという御提案でございますけど、表題部分については簡潔にしたい部分もございますので、土木技術職員等ということで表記させていただいております。それで第１条の目的の中で、その用語の定義ということを記載させていただいているところでございます。

次の御質問でございます。利息の関係ですね。利息の関係につきましては、普通の当課でもそうですが、普通の契約の場合ですが、業者とやる契約の場合でしたら、財務省が出しております政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率というのが、毎年変更がありましたら３月のときに出てまいります。それにつきましては２．５％ということで、令和６年は、今、変更がないということを聞いております。

それで、この条例に関する案件でございますが、相手の方が一般の方ということがございますので、当課のほうはこれ民法の第４０４条のほうに法定利率が年３％ということが記載しておりますので、そちらのほうを利用させていただいております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。大江議員。

○議員（２番　大江　　梨君）　基本的にはこれを読むと、新卒で卒業された方が役場を受けられて入ってこられるということを想定されているのかなと思うんですけれども、今現在なかなか土木建築の職員さんがおられないという中で、新卒で資格を持って入ってこられるわけではあると思うんですけれども、なかなか業務って難しい部分があるのではないかなと推測をしますし、こういった奨学金を受けて入ってこられるということで、併せてその方がしっかり頑張らなければということで、すごく負担になる部分もあるんじゃないかなというふうに思うんですが。

なので、なかなか難しいところはあるかもしれないんですけれども、併せて受け入れの体制といいますか、臨時的に民間でも何かそういった経験のある方をサポートとして併せて配置するとか、そういった育てる体制についても併せて検討してほしいなというふうに感じました。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　今、議員のほうから、御指摘いただいた件でございますが、まさに当課においても育てる体制が大事だと考えているところでございます。

しかしながら、育てる、教えるべきものがなかなか、今、当課で申し上げますと、技術で入った職員が２名ということでございます。それから、他課から一般事務で入ったものを、今、土木の発注業務をやってもらったり、積算とか、それぞれの現場管理をやってもらっているところでございます。

そういう職員に対しても、うちの中堅職員のほうから、いろいろ今まで自分が経験してきたノウハウを教えて、今やっているところでございます。そういったところで、今、うちの中でも、そういった若い職員、全然経験がない職員、一般事務から入った職員もおりますけど、そういった人に対しては、また中堅職員のほうから、今、指導

しているところでございます。

今後も引き続いて、いないからできないということではなくて、引き続いて指導の方も徹底して、教える体制をつくっていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　ありませんか。ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第１２号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（８名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（１名）

沖田　　守君

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　それでは、ここで１０時２５分まで休憩といたします。

午前10時08分休憩

……

午前10時22分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いて会議を再開します。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第８．議案第１３号

○議長（草田　吉丸君）　日程第８、議案第１３号津和野町学校給食センターの設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第１３号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第９．議案第１４号

○議長（草田　吉丸君）　日程第９、議案第１４号津和野町個人番号の利用等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第１４号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１０．議案第１５号

○議長（草田　吉丸君）　日程第１０、議案第１５号津和野町借上賃貸住宅管理条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　ルシアンハイツになるんですが、こちら、犬が飼える住宅だったと思うんですけど、この２階部分でも犬が飼えるんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　既存のルシアンハイツでございますが、そちらは犬が飼えるということで、皆様に周知しておりますので、犬が飼えるという状況でございます。しかし残念ながら、今、実際は犬を飼っておられる方がいない状況でございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　ありませんか。米澤議員。

○議員（４番　米澤　宕文君）　ルシアンハイツですが、２階が５，０００円高いですね、４万５，０００円。これはこの図面見ても建築面積見ても、２階、１階とも同じ面積ですが、２階が面積が広いという説明があったと思うんですが、どこがどうなんでしょう。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　ルシアンのほうでございますが、参考資料１のほうを御確認いただきたいと思います。

左のほうに１階の部分の表がございます。玄関ホールとかいろいろ書いてある。そこが一番下に３７．６となっております。平米ですね。３７．６平米。右の部分が、２階建ての部分が同じように表がございます。そこの合計が４８．０平米ということになっております。この使用料につきましては町のほうが決めるものではございませんで、民間事業者のほうで、そういうことで面積の違いからということで、決められておられるということでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。御手洗議員。

○議員（７番　御手洗　剛君）　今回はこの２つの住宅の関係でありますが、借上賃貸住宅、今後といいますか、今から先、こういったものの建設ということがあるのかど

うか、それを想定もされておるのかどうかについてお尋ねをいたします。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　今後の計画でございますが、今のところ事業者の方からそういったお話は出ておりません。

それで、こちらのルシアンハイツでございますが、本来なら令和６年度でというお話をいただいておったところでございます。それが事業者の方からの早くやりたいという御要望もありました。また、当町におきましても定住対策ということで、そういう住宅の確保というものも必要と考えておったところです。

そういたしましたところ、これは建設費用につきましては、島根定住推進住宅整備支援事業というものを利用させていただいているところでございます。そのお話があったときに県のほうに確認いたしましたら、他自治体において取り下げた自治体がいらっしゃったということを聞きました。そういったことで、県の予算のほうがその分余ったと言ったらあれですが、余分な部分が出てきたということがありますので、当町のほうで令和６年度に実施する予定であったものを前倒しで、令和５年度に実施したというところでございます。

繰返しになりますが、今後の計画につきましては現在のところ、そういったお話は今聞いておりません。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　沖田議員。

○議員（６番　沖田　　守君）　課長、枕瀬、森村それぞれ大体建築費が役場のほうで分かりますか。それ、ちょっと知らせてください。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　建築費でございますが、当初、申請出されておりますので、概算でよろしければお話しできます。

まず、森村のフォレストのほうが１億６，０００万円程度であったと思います。ルシアンハイツＣ棟につきましては６，６００万円。概算でございますが、以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　よろしいですか。

○議員（６番　沖田　　守君）　はい。

○議長（草田　吉丸君）　そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第１５号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１１．議案第１６号

○議長（草田　吉丸君）　日程第１１、議案第１６号津和野町空家等対策協議会設置条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第１６号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１２．議案第１７号

○議長（草田　吉丸君）　日程第１２、議案第１７号津和野町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第１７号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１３．議案第１８号

○議長（草田　吉丸君）　日程第１３、議案第１８号津和野町職員の給与に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　すみません。これに加えて東京事務所の単身赴任手当というのは残したまま、これがあるということでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　このたびのこの地域手当につきましては、例えば、

先ほど議員御指摘のとおり単身赴任手当だと、独身の方が、誰がまだ行くかというのは決まっておりませんけれども、もし独身の方が行ったときに手当がないということで、このたび、これを新しく増設を、国、県のそうした基準に基づいて今回、制定をさせたものでございます。単身赴任手当につきましては別物でございますので、そのまま残すということで、今考えております。

○議長（草田　吉丸君）　よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第１８号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（９名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１４．議案第１９号

○議長（草田　吉丸君）　日程第１４、議案第１９号津和野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　このたびのこの条例改正で、年額どれくらいの予算がこれまでと変わってくるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　今回の条例改正につきましては、会計年度任用職員さんの勤勉手当の支給が、令和６年の４月１日から可能になったというところで、条例改正をさせていただいたことでございます。

議員御質問の予算につきましては、これも概算でございますけれども令和６年度で約５，０００万、これについては予算が伴ってくるというふうに今のところ試算をさせていただいています。あくまでも概算でございますので変わるかもわかりませんけども、ちょうどそのぐらいの見込みを見ております。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　すみません、ついでにあれなんですが、今、会計年度任用職員、令和５年度末になるんでしょうか、何人ぐらいいらっしゃいますか。分かる範囲で、分からなければまた、予算審査のほうで質問させていただきます。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　大変申し訳ございません。１７０人ぐらいだというふうに聞いておりますけど、ちょっとまた予算審査のときに、きちんとした数字を。令和５年度末、５年度末じゃないですね。最新のところでよろしいですか。はい、分かりました。じゃあまた調べておきます。

○議長（草田　吉丸君）　ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第１９号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案とのとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１５．議案第２０号

○議長（草田　吉丸君）　日程第１５、議案第２０号津和野町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第２０号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１６．議案第２１号

○議長（草田　吉丸君）　日程第１６、議案第２１号津和野町下水道基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第２１号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１７．議案第２２号

○議長（草田　吉丸君）　日程第１７、議案第２２号津和野町子育て支援センター設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　子育て支援センターが増えるということで、すごくいいことだなと思っています。若い子育ての方、本当はだんだん孤立して相談する相手もいなくて、大変な状態がどんどんひどくなっているというのを聞いているので期待するところなんですが、この２法人から開設をしたいという申出があって開設という説明をいただいたんですが、もうちょっと詳しい説明を開設するに当たって、どういう経緯があったのかなというのをお聞きしたいのと、子育て支援センターがうしのしっぽさんのところに行くのにはかなり遠いけど、ほかの方というか益田のほうからも行かれても大丈夫なのかなという、その辺の心配があります。

分かる範囲でいいので教えていただけたらと思います。

○議長（草田　吉丸君）　健康福祉課長。

○健康福祉課長（土井　泰一君）　今回、２つ増設ということになります。

経過としましては、たまたまなんですけれども、うちのほうから促したとかそういうものではなくて、それぞれの法人さんがいろいろ考えた中で、両方保育園をやっておられる法人さんですので、今後の保育園運営のことも考えながらやっていきたいという御相談を同時に去年から受けたと。その中で継続して両法人とも私どもと内容等についていろいろ相談しながら、こういう形にやっていきたいというところで、今回、正式な事業の申請書、計画書を出されたというところになっております。

まず、幼花園さんがやられるぶどうの木については、町としましてもこれまで公設のときの子育て支援センターのときからですけれども、今の直地保育園と日原保育園というこの２つでありました。津和野の町なかに支援センターがありませんでした、ずっと。このことは非常に、これまでもどうかしたいというところで町としても考えておりまして、幼花園さんにも何年か前にはお話をしたことがあったんですけれども、そのときにはまだできないというお話があって、今回は幼花園さんのほうから何とか今できる体制になったんで始めてみたいというお話があって、こちらも津和野の町なかに支援センター１つできるのは、非常にいいことなのでというところの判断です。

それから、うしのしっぽのほうの実施されるでこぼこ広場については、こちらについては今、行かれると分かりますが、御自分で支援センターの建物も建設されてほぼ完成したところであります。こちらについても保育園に通う子だけではなくて、保育園に入るまでの小さいお子さんをお持ちのお母さん方と、いろんな方々のいろんな相談に乗れるような場をつくりたいという強い思いがありまして、設置をしたいというお話がありました。

こちらについては、両方、週に４日型ということで申請を今、受けているわけですが、幼花園さんのほうは幼花園のほうで週に４日、でこぼこ広場のほうにつきましては週３日ほど、今の一ノ谷のうしのしっぽの保育園の横の新しい建物、週１日については出張広場ということで、今のところ、左鐙の公民館のところを使いたいということでお話を聞いておるところです。

それであとは、益田のほうからは遠いというお話でしたが、基本的に現在のところ、コロナがありましたので、この３年ぐらい前のコロナがはやりだしてからは、町外の方については基本的には御遠慮いただいておるというような状況です。ただし、この辺もコロナが今は収まってきましたので、来年度以降は門戸を広げようかなというところ。

それからあと、特にうしのしっぽさんについては、今、２６人ぐらいの定員だと思いますが、そのうちの七、八人が今、柿木、いわゆる吉賀町からの広域入所で入っておられる方がおります。やはりその方々の下のまたお子さんなんかが来られるようにしてほしいということがありましたんで、でこぼこ広場につきましては、一応、吉賀町からの支援センターの利用については、まずは了承しているというところになっております。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第２２号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（９名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第１８．議案第２３号

○議長（草田　吉丸君）　日程第１８、議案第２３号津和野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第２３号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君　　米澤　宕文君
横山　元志君　　沖田　　守君
御手洗　剛君　　三浦　英治君
田中海太郎君　　寺戸　昌子君
川田　　剛君

反対（０名）

日程第１９．議案第２４号

○議長（草田　吉丸君）　日程第１９、議案第２４号津和野町介護保険条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。寺戸議員。

○議員（１０番　寺戸　昌子君）　反対の立場から討論させていただきます。

現在、物価の高騰があらゆる分野に及んでいます。賃金の引上げが物価高騰に追いついていないのが現実です。物価高騰の中だからこそ、社会保障の負担を軽減するとき、町民の生活を守るべきときと考えます。

以上の理由により、介護保険料の増額による本議案に反対いたします。

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第２４号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

賛成（８名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	川田　　剛君

反対（１名）

寺戸　昌子君

―――――――――――――・―――――・―――――――――――――

日程第２０．議案第２５号

○議長（草田　吉丸君）　日程第２０、議案第２５号津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第２５号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２１．議案第２６号

○議長（草田　吉丸君）　日程第２１、議案第２６号津和野町病院事業の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第２６号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２２．議案第２７号

○議長（草田　吉丸君）　日程第２２、議案第２７号津和野町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第２７号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君　　米澤　宕文君
横山　元志君　　沖田　　守君
御手洗　剛君　　三浦　英治君
田中海太郎君　　寺戸　昌子君
川田　　剛君

反対（０名）

日程第２３．議案第２８号

○議長（草田　吉丸君）　日程第２３、議案第２８号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町地域活性化複合施設）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第２８号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（９名）

大江　　梨君　　米澤　宕文君

横山　元志君　　沖田　　守君

御手洗　剛君　　三浦　英治君

田中海太郎君　　寺戸　昌子君

川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２４．議案第２９号

○議長（草田　吉丸君）　日程第２４、議案第２９号公の施設の指定管理者の指定について（下左鐙地区広場緑地等利用施設）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第２９号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君　　米澤　宕文君

横山　元志君　　沖田　　守君
御手洗　剛君　　三浦　英治君
田中海太郎君　　寺戸　昌子君
川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――――

日程第２５．議案第３０号

○議長（草田　吉丸君）　日程第２５、議案第３０号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町保健福祉センターやまびこ）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第３０号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君　　米澤　宕文君
横山　元志君　　沖田　　守君

御手洗　剛君　　三浦　英治君
田中海太郎君　　寺戸　昌子君
川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――――

日程第２６．議案第３１号

○議長（草田　吉丸君）　日程第２６、議案第３１号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町福祉センター）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第３１号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君　　米澤　宕文君
横山　元志君　　沖田　　守君
御手洗　剛君　　三浦　英治君
田中海太郎君　　寺戸　昌子君

川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２７．議案第３２号

○議長（草田　吉丸君）　日程第２７、議案第３２号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町障害者福祉センターはなみずき）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第３２号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君　　米澤　宕文君

横山　元志君　　沖田　　守君

御手洗　剛君　　三浦　英治君

田中海太郎君　　寺戸　昌子君

川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２８．議案第３３号

○議長（草田　吉丸君）　日程第２８、議案第３３号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町デイサービスセンター）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第３３号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第２９．議案第３４号

○議長（草田　吉丸君）　日程第２９、議案第３４号公の施設の指定管理者の指定について（津和野共存病院）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第３４号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３０．議案第３５号

○議長（草田　吉丸君）　日程第３０、議案第３５号公の施設の指定管理者の指定につ

いて（日原診療所）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第３５号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３１．議案第３６号

○議長（草田　吉丸君）　日程第３１、議案第３６号公の施設の指定管理者の指定について（介護老人保健施設せせらぎ）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第３６号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３２．議案第３７号

○議長（草田　吉丸君）　日程第３２、議案第３７号公の施設の指定管理者の指定について（訪問看護ステーション）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第３７号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３３．議案第３８号

○議長（草田　吉丸君）　日程第３３、議案第３８号公の施設の指定管理者の指定について（津和野町医療従事者住宅）、これより質疑に入ります。ありませんか。横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　今日ほど資料を頂いたんですが、この住宅の中で使用されてない住宅はあるでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　医療従事者住宅ですけども、そちらのほうには９項

目の住宅が書いてありますけれども、実際には、例えば、津和野町駅前医療従事者住宅につきましては１２戸ございますし、長屋につきましては４戸ございますけどもそのうち使われていないのは、長屋につきましては４戸ございますけども全部空き家になっております。

続きまして住宅のＧでございますが、実際には２戸ございまして１戸は研修医さんとかのために常時空けているといった状況になっておりまして、それを使っているといえば２戸とも使っているという状況になります。

続きましてＦですけども、こちら全部で４戸ございますけども、そのうち今使っていないのは２戸になります。

続きましてＨになりますが、これは１戸ですけども、１戸、現在使っております。Ｉにつきましてはこちら２戸ございますけども、そのうち１戸につきましては空き家となっております。

野口住宅Ａ－２ですけども、こちら２戸ございますけども２戸とも使っております。

続きまして栄町の独身寮ですけども、こちら４戸ございますけども現在２戸空き家となっております。

滝元住宅でございますが、３戸ございますが３戸全部使っております。

駅前住宅でございますけども、こちら１２戸ございますけども、そのうち２戸につきましては研修医等のための住宅として控えておりますが、それも使っているといえば全戸埋まっております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　後田長屋なんですが、４戸中４戸使ってないということですが、これは計画的に使っていないんでしょうか。それとも何らかの目的を持って空き家になっているんでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　医療対策課長。

○医療対策課長（清水　浩志君）　長屋につきましては昨年の５月の２２日で最後の方が転居されまして、現在そこから空き家になっております。令和６年度の予算において、この長屋のほうを改修いたしまして医療近接型住宅に変更するといった取組をさ

せていただく予定としております。

ですが、その事業につきましては空家等対策事業を使うということで、空き家としての認定が、完全に空いてから１年間空き家でないと空き家としての認定がされていないというところがございますので、今のところ医療従事者住宅として登録はしておりますけども、実際には当面使う予定はないということで来年度予算で改修を行うといったところになっております。

○議長（草田　吉丸君）　ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第３８号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（９名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　それでは、ここで１１時２０分まで休憩といたします。

午前11時10分休憩

……

午前11時18分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いて、会議を再開します。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３４．議案第３９号

○議長（草田　吉丸君）　日程第３４、議案第３９号令和５年度津和野町一般会計補正予算（第９号）、これより質疑に入ります。ありませんか。横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　３１ページの１番上の２―１―１の高ストレス者面接指導業務委託料の、２万２，０００円ぐらいなんですけど、詳しく教えてください。

　あと、６７ページ、４―２―１の古紙リサイクル補助金の７万２，０００円の減額について教えていただけますか。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　この３１ページの１番上、高ストレス者面接指導業務委託料につきましては、例えば、毎年１０月、１１月ぐらいにストレスチェックを各職員に向けてやっております。その中で特に高い方、高ストレスの方につきましては、医師の面談、あるいは相談者の面談というところで、そういったための委託料として計上させていただいておるところでございます。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　古紙リサイクル補助金の７万２，０００円の減額でございますが、大体キロ３円ぐらいで古紙リサイクル、段ボール等の補助金を出しているところでございますが、今年は、ちょっとその回収量が少なかったということで、７万２，０００円の減額をしております。

○議長（草田　吉丸君）　横山議員。

○議員（５番　横山　元志君）　高ストレス者面接指導業務委託料が２万２，０００円

だということは、１回ぐらいのことだったのかなと推察するのですけど、どうなのか、ちょっと回数と思えば、委託料と思えば、ちょっと少ないような気がするんですが。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　何回かとか、回数はちょっと分かりませんが、委託料については２万円の１人分ということで、１人の方の面談、委託料ということになっておりますんで、それの１年１で２万２，０００円というところになっております。

○議長（草田　吉丸君）　沖田議員。

○議員（６番　沖田　　守君）　数字に入る前に繰越明許費をちょっと見ていただきたいんですが、まず、総務で旧日原保育園の解体事業が７，３７８万円の繰越明許費になっとるが、工事の契約金額は５，４４８万円ということで、繰越明許が、膨大な金額が繰越しになっておるということで、この解体設計をした設計の根拠が、どなたがおやりになったか知らんけども、あまりにも契約金額とかけ離れておると、かように思いますが、いろんな事情があるんですから、その事情を聞きたい。仮にこれが、あともう増額が出ないということになると、１，７００万円から決算時では不用額だって出てくるわけ。１，６００幾ら、恐らく差し引きますと、１，７００万円に近いと思うんですが、これは不用額で残すんですかというのが第１問。

それから、予算書の中でそれぞれ補正をかけておりますね。まずは、晩越トンネル６４３万９，０００円の工事請負の変更等が載っておりますが、これに関係して、ここの繰越明許が変わってくるんではないかと思いますが、その点。今２点ほど、取りあえず繰越明許で質問します。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　繰越明許の旧日原保育園解体事業のことでありますが、おっしゃるように繰越額が７，３７８万円と多額になっております。当初の設計額との見込みが随分違うという御指摘でございますが、設計業者の方々は、ちょっとアスベストの量等々は過分に見込んだのかなというふうに我々は考えておるところではございます。

これ、余ったら不用額で落とすのかという御質問ですが、対処方法としたら、もうそのようにするしかないなというふうに考えております。なので、今後は繰り越して、

工期が５月６日までとなっておりますが、アスベストの量が、どのぐらいの出来高が出てくるか分かりませんが、その数量を見て、最終的に金額を決めて、残りは不用額で落とすというような形になろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　ただいま御質問がありました晩越トンネルに関する件でございますが、これにつきましては、今回、この予算の工事費の増額を御提案させていただきまして、可決いただきましたなら、今議会中に繰越明許のほうもまた御提案させていただきたいと思っております。その上で、業者と仮契約を締結して、またこの議会中に議案として、契約案件としてまた出ささせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　沖田議員。

○議員（６番　沖田　　守君）　それで、この、今、保育園の解体と旧第２庁舎の解体、まあ、ほとんど終わっとるけども、新年度も多額の解体費が予定されておりますが、解体なんかちゅうのは、本来、設計なんどにかけたら、とんでもない財源を使うんだよ。

したがって、私は、こんなものが直接専門の業者に、役場が直接入札かけずに随意契約で、まず、あのみつわ工業なんかの解体業と直接交渉されたほうが、よほど財源が浮くよ。町内業者を優先せにゃならんという、町長の強い意志があるのかも分からんけどね、何でもない、とんでもない財源をここで費やしてしまう。今の解体の保育園だけでも、このままいけば１，６３０万円から予算が余る。直接みつわとやっている解体設計の費用なんて一切要りゃせん。恐らく入札にかけた五千数百万は、３，０００万か４，０００万で幾らでも解体できとると、私は思う。

もうちょっとね、町の、限られた財源だから、少しは考えてね、予算執行しないとね、町はこのままじゃ財政破綻しますよ。そのことを申し上げておきますが、町長、何か、私が今申し上げたことで、「それは沖田君、違う」と言うなら、違うような答弁してください。

○議長（草田　吉丸君）　沖田議員、今のいろいろ質問は、一応、今、補正の協議をしとるわけですが、その関連での質問ということですか。（発言する者あり）補正予算の……。

○議員（６番　沖田　　守君）　繰越明許にね、今のような第２庁舎が１，６３０万円の繰越明許、契約金額よりたくさん残ったでしょ、繰越明許に。繰越明許費に７，３７８万円という繰越明許になったわけよ。こんな大きな金が繰越明許に残っては相ならんと思う。これはまだ精算せんからやけよ。契約金額はまだ払ってないんでしょ、課長。したがって、契約金額を払っても１，６３０万円という不用額が出るわけよ。そのことで町長に、こんなものまで解体する、施設の解体まで設計に出す必要はないではないかというのが私の説なの。それは役所じゃから、できんちゃできん。仕方がないんだ。その回答を求めとるの。

○議長（草田　吉丸君）　町長。

○町長（下森　博之君）　まず最初に、ちょっと今お話になられているところに誤解が生じているんではないかと思うので、いま一度、説明をさせていただきたいというふうに思います。

今回のこの繰越額の７，３７８万円でございますが、これは当初に認めていただいたこの予算から前払金を既に払っておりますので、その引いた額がこの金額、でいいですね。これでね、はい。という額でございますから、そこは、ちょっと誤解が今、生じているんではないかと思っております。（発言する者あり）はい。一応そのことは申し上げておく。ですから、あと１，６００万云々ということにはならないという思いでございますので、お話をさせていただきたいと思います。

概ね、大体もうこの７，３７８万円が、恐らく不用額の額になってくるだろうというふうに思います。もちろん増額があれば、その分は減額になってもありますけれども、ですから、ある意味では最初の設計が非常に……。（発言する者あり）４，０００万円ぐらいの不用額になるだろうという見込みだそうであります。それで、一応それはお話をしておきたいというふうに思います。

随契で直接解体業者にという、そのお話でありますけれども、基本、私も常々、常に設計士を立てて、いろいろな事業をするということが、特に公共事業はお金がかか

るなというのは感じてきたところであります。

ただ、この解体等も含めてでありますけれども、基本、もう津和野町のほとんどの事業は、いわゆる過疎債とか、それから補助金等を使うのがもうほとんどのことでありまして、そういう中で基本その随契というのが、ある意味では国の制度を使うわけでございますから、基本はもう必ず競争入札ということが求められます。ですので、そういう制度に合致した形でやらなければならないということと、競争入札を図っていくためには、やはり予算をつけて、そしてある程度の設計額が出てきて、そして予算をもって契約をしていくと、入札をしていくという流れになってまいりますので、どうしても、この設計士さんを立てての流れというのが基本になってくるということであります。

ですので、ただ、今日もこういう、今、御質問を頂いたということも踏まえて、私自身もできるだけ予算を少なくしながらやっていきたいという思いは持っておりますので、もう一度、その今の国の制度の問題、あるいは地方自治法の問題、それから建設業法の問題、それから国交省のいわゆる指導、そういうところと整合性を取りながら、本当にできないかどうかというのは、もう一回、確認をしてみたいというふうには思っております。

○議長（草田　吉丸君）　沖田議員。

○議員（６番　沖田　　守君）　くどいようなけど、課長ね、これは、私は前渡金をまだ渡してないんやと思ったら、既に前渡金渡しとるんなら、あと五千数百万払うんじゃないわけだな。今、４，０００万円から繰越明許になるっていう、とんでもない金額よ。解体費、契約は五千数百万で、予算の半分を残す、こんなね、予算やなんか立てるなんて、これはね、およそね、財源がない、予算がない、財源がない。口酸いいほど町長おっしゃるのに、こんなことをやっとったらね、いけませんで、本当。少なくとも繰越明許に、まあ、１，０００万円前後残るのはやむを得んと思うけど、こんな大きな金額をね、繰越明許にして、それが不用額になるなんて。こんなことをしとったらね、本当いけんと思いますよ。慎重にやってもらいたい。これは、はあ回答要らない。お話にならん。

○議長（草田　吉丸君）　ほかにございませんか。米澤議員。

○議員（４番　米澤　宕文君）　まず、３３ページの情報処理費、これ、委託料で３，８２８万円載っております。これはローマ字表記に必要とありますが、ローマ字の表記がなぜ必要なのか。

３７ページ、生活バス対策費で、生活バス確保路線補助金という、ちょっと意味が、の説明をお願いしたい。

７５ページの農業費、農地中間管理機構集積協力金、この意味もちょっと分かりかねますので説明を、２２１万６，０００円。

９３ページの道路長寿命化対策事業費、晩越トンネル修繕工事費増額６４３万９，０００円、載っておりますが、これは工事業者が、随分前で時効かもしれませんが、工事事業者が分かっておられれば、これだけの手抜き工事をされておられるなら、負担をしてもらうべきではないですかね。それはできないことかもしれんですが。

以上、４点、質問します。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　それでは、３５ページの社会保障・税番号補正システム整備委託料につきまして御説明申し上げます。

先ほど議員おっしゃるとおり、これにつきましては、マイナンバーカードへの氏名のローマ字表記というシステム改修が必要だということでございます。

この理由につきましては、令和６年度からこのマイナンバーカードが外国でも使用するということに鑑みまして、このシステム改修をするものでございます。したがいまして、住民基本台帳のほうの、要するに名前を持ってくる、あるいは戸籍のほうの引用をするんですけども、最終的にはそれをローマ字表記をしてシステム改修をするものでございます。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　その次の、生活バス確保路線補助についてでありますが、これは簡単に言いますと、各交通バス会社への赤字補填でございます。内訳を申し上げますと、石見交通の津和野線が２７２万５，０００円の増額、それから防長交通が２万２，０００円の減額、石見交通津和野町内線が２３万２，０００円の増額、六日市交通分が３９万２，０００円の減額となって、合計で２５４万３，０００円

の増額となったものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　農林課長。

○農林課長（小藤　信行君）　ただいま御質問がありました農地中間管理機構集積協力金でございます。これにつきましては、中間管理事業というのがございまして、このたび、中原地区において農地の集積を行ったということでございます。法人が設立し、１０ヘクタールを集積した、その集積に対する協力金という形で出ているものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　建設課長。

○建設課長（安村　義夫君）　それでは、ただいま御質問がありました９３ページの道路長寿命化対策事業に関わる晩越トンネルの件であると思っております。

議員、お話がございましたとおり、当時の業者が手抜き工事じゃないかということがありましたが、今、国の流れといたしましては、国土強靱化の事業ということを進めるということであります。事後の復旧から予防保全という観点がその考え方でございますが、長寿命化対策事業、橋梁もトンネルも含めて、５年に１回、定期点検が義務づけられております。それで、そこで調査いたしまして、その結果に基づいて対策を講じるものでございます。

手抜き工事ということ、お話がございましたが、どういった土木構造物でも、経年劣化によるコンクリートの剥離とか、金属の部分でしたら、さびが生じたり、橋梁も実際そういうところがあるんですが、そういったものがどうしても出てくることがございます。

また、今回のこのトンネルで申し上げますと、トンネルの復興部分のコンクリートがある部分と地山の部分に、これも施工不良ではなくて、経年劣化の上、水が流れた上、空洞化になったりすることがありますので、そこにモルタル材とかを注入したりする工事となっておりますので、そういった流れからいきますと、私は当時の様子がどうかというものまでは把握できない部分ございますが、一概に手抜き工事であったということではなく、経年劣化による影響だと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。御手洗議員。

○議員（７番　御手洗　剛君）　７３ページをお願いします。農業研修生支援事業補助金１６３万３，０００円のマイナス、新規就農総合支援事業補助金の３３９万円のマイナス、この要因といいますか、理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　農林課長。

○農林課長（小藤　信行君）　まず、農業研修生支援事業補助金でございます。当初の段階では２名の方で１３か月で予算を計上しておりました。この１名の方が途中でちょっと辞められて帰られたというところで、最終的には３名の方が研修を行っているんですけど、月数で言うと４か月程度というところになっておりまして、１３か月と４か月ということで予算が大きく減額しているというところになります。２名の方が当初の段階より増えたというところがございますが、月数の関係で減額というところでございます。

それと、新規就農総合支援事業補助金でございますが、当初の段階では４名程度上げておりました。これにつきましては、２名の方が、これは国の事業を使って補助金が出ておりますが、３年に１回、評価というのがございます。一定程度目標に対して達成ができなかった場合、一応、翌年度、また結果を見るということで見るんですけど、その結果もよくなかったということで、２名が対象から外れたというところで、４名から２名に対象が減ったということで、予算が半分程度減額しているというところになっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　３点あります。

最初、３６ページの総務費の道の駅管理費なんですけれど、管理費の中で、なごみの里修繕工事負担金、シルクウェイにちはら修繕工事負担金、２点ありますけど、これは実際どういうところを修繕されたのかということが１点と、６６ページの塵芥処理費と消耗品費について教えていただきたいのと、もう１点、７７から７８ページにかけての林業振興費の７８ページのとこの津和野町放置森林整備補助金、これは、説

明のところでは実績を見込めないことに伴いと言われましたが、それは実際どういうものなのか教えていただきたいです。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　初めに、３７ページの道の駅の修繕費ですが、なごみの里の８７万１，０００円につきましては、天井断熱剤撤去に伴う修繕が７１万５，０００円、それから地下タンク排水ポンプ修繕が１５万６，０００円でございます。シルクウェイにちはらのほうは、道の駅裏口、店舗裏部分のドアの取替え修繕に係るもので２８万２，０００円ということになっております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　環境生活課長。

○環境生活課長（野田　裕一君）　６７ページの塵芥処理費でございます。消耗品費につきましては、可燃ごみの指定ごみ袋ですね、これの大がちょっと不足したため、１０万枚と、あと、可燃ごみの小を４万枚を注文したお金でございます。

あとは、塵芥処理費の委託料でございます。これは特別収集で毎日でございますけど、水津運送さんに特別収集をお願いしているとこでございますが、それの精算額によって減額をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　農林課長。

○農林課長（小藤　信行君）　７９ページ、津和野町放置森林整備補助金でございます。これにつきましては、当初２名の方から申請があり、一応、予算化して取組を進めておりました。その該当者につきましては、国の事業の多面的ＣＡＳ事業とか、他の請負事業、それと個人の森林整備の関係で労力が不足しておって、今年度についてはちょっと実施ができないという申出があり、今回、予算を落とすことになっております。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　田中議員。

○議員（９番　田中海太郎君）　初めに質問した、なごみの里とシルクウェイの修繕工事なんですが、これは全額、町が出すということですか。それとも、一部、道の駅側が負担するということでしょうか。

○議長（草田　吉丸君）　つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（宮内　秀和君）　全額、町が負担いたします。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　３９ページになります。地方創生推進事業費の人づくりによる地域の好循環形成事業委託料の１，１００万円ばかしの減額です。当初、７，０００万円の予算がついておりまして、この事業実績ということなんですけども、どういったことを委託されて、何が余ったのか。またこの財源がどういったものなのかをお尋ねをいたします。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　こちらにつきましては、委託先は財団法人つわの学びみらいでございますが、当初予算の編成時におきましては、教育魅力化コーディネーターに対する委託業務ということになっております。

そうした中で計画をしておりましたが、予算編成以降にコーディネーターの離職者が相次いだということと、それからその後の人材の確保が困難であったというようなことがある中で、この事業の見直しについて財団法人のほうとも協議をさせていただきました。

そうした中で、これまでコーディネーター業務、義務教育等の配置をした中で行ったりしてきておりますけれども、そうしたことの中が、なかなか属人的なところの中での対応が今、困難だというような状況の中で、組織的な取組というところと、それから地域にそうした教育魅力化の事業の落とし込んでいって組織的な対応をしていきたいというようなことでの申出がありました。そうしたことを調整している中で事業の見直しを図ったところで、この減額ということを要求をさせていただいたものとなっております。

財源でございますけれども、こちらについては地方創生交付金のほうの、財源としましては、地方創生交付金を財源としているものでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　川田議員。

○議員（１１番　川田　　剛君）　つわの学びみらいのほうでも人材が不足していると

いうことで募集もかけておられますし、またこの春にもまた出ていかれるという話も聞いております。事業の見直し、当然、行って、その都度その都度やっていくことだと思うんですけども、これ、委託するものというのは、つわの学びみらいからのものなのか、例えば高校から、各学校からの事業提案なのか、それとも教育委員会からこういった事業をやってほしいというもので行っているのか、この事業の見直しにかかるということは、当然、学校の現場のほうにも影響がいくんだろうなと思っております。どういったものが事業を見直されたのかというのも、１点、お尋ねしたいと思います。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　こちらにつきましては、令和４年度でいきますと、義務教育のところで、日原、津和野それぞれコーディネーターが１名ずつ義務教育学校のほうにそれぞれ入り込んでいって、例えば総合学習とかあった場合には、その地域のいろんな方の御協力を頂く中で、そうしたところの学校と地域のほう、このつながりをまさにコーディネートしていく役割を担っておられました。そうした方がこのたび、令和４年度末のところで御退職をされたということの中で、なかなかちょっとそうした取組が困難であるというようなことがありました。

設計のほうにつきましては、地方教育委員会のほうで設計をさせていただいておりまして、事業展開ということをお願いをしております。そうした中で目的を果たすための方法というところを模索していく中で、設計の見直しをさせていただいたということになっております。

学校のほうとの影響というところも、そこも全くないということはありませんけども、そういったところをできるだけ最小限に影響が少ないような形になるように、お願いというか、設計をして、事業の委託をさせていただいたというところで御理解を頂ければと思います。

○議長（草田　吉丸君）　ほかにありませんか。大江議員。

○議員（２番　大江　　梨君）　１点、あります。７１ページの産地創生事業補助金なんですけれど、わさびとか山菜で取り組まれていたのかなと思うんですけれど、これ、減額になっている理由をお尋ねします。

○議長（草田　吉丸君）　農林課長。

○農林課長（小藤　信行君）　７１ページの産地創生事業補助金でございます。県単の補助金でございまして、現在、津和野町ではわさびと山菜で取組を行っております。３か年事業になりまして、山菜が今年度２年目、わさびが３年目の最終年度に当たることになっておりましたが、年度途中でコロナの影響等もございまして、延長できるというアナウンスがされた関係で、今年度、わさびの大きな額で計画を立てておりましたが、来年度、令和６年度にそれを一部持ち越すというところで大きな減額となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（草田　吉丸君）　三浦議員。

○議員（８番　三浦　英治君）　１０３ページの消防施設費の用地等購入費、９４万６，０００円計上されていますけども、これの目的と場所。

それと次に、１１１ページの中学校費の学校管理費の、日原中学校の需要費の中の修繕料５１万５，０００円が計上されておりますけども、これの内容。

それと、１２１ページの天文台関連施設費で、委託料として、天文台関連施設管理委託料が３３６万４，０００円減額されておりますけども、これを説明をお願いします。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。

○総務財政課長（益井　仁志君）　そうしますと、最初に１０３ページの消防施設費の用地等購入費のところでございます。

これにつきましては、何かと申しますと、須川地区の消防施設、要するに消防団の施設ですね、そちらのほうをこれまではＪＡのほうからお借りをさせていただておったんですけども、このたび、買わさせていただくというところになりまして、その消防の詰所ですけども、それについて、このたび購入費を上げさせていただいております。

ちなみに、その上の手数料というふうに、手数料の１５万９，０００円に組んでおりますけども、これが登記の費用でございます。土地の確認とか、その登記に関係する費用でございます。

○議長（草田　吉丸君）　教育次長。

○教育次長（山本　博之君）　それでは、最初に、１１１ページの日原中学校の修繕料でございますが、こちらにつきましては、各学習室のほうで照明器具が――安定器のほうですけれども――老朽化によって点滅が生じているということになっております。そうしたところの電灯機器の取替えということで、４つの教室の分として１３台の照明器具を、今回、取替えをさせていただきたいというものでございます。

それから１２１ページ、天文台関連施設のほうの委託料の３３６万４，０００円の減額でございますが、こちらにつきましては、受付や売店業務を津和野開発さんのほうに委託をさせていただいておりました。そうしたところ、津和野開発さんのほうで雇用されていた方が御退職をされて、その後の人材のほうの確保がちょっと難しいというような御協議を頂いておりまして、継続して人材の確保にお願いをしておりましたが、どうしても難しいという申出がありましたので、もう委託については取りやめをさせていただいたというところで御理解を頂ければと思います。

○議長（草田　吉丸君）　ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　それでは、ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第３９号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成多数であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（９名）

大江　　梨君	米澤　宕文君
横山　元志君	沖田　　守君
御手洗　剛君	三浦　英治君
田中海太郎君	寺戸　昌子君
川田　　剛君	

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長（草田　吉丸君）　それでは、ここで１時まで休憩といたします。

午前11時58分休憩

……

午後１時00分再開

○議長（草田　吉丸君）　休憩前に引き続いて、会議を再開します。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３５．議案第４０号

○議長（草田　吉丸君）　日程第３５、議案第４０号令和５年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第１号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第４０号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３６．議案第４１号

○議長（草田　吉丸君）　日程第３６、議案第４１号令和５年度津和野町診療所特別会計補正予算（第２号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第４１号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３７．議案第４２号

○議長（草田　吉丸君）　日程第３７、議案第４２号令和５年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第２号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第４２号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３８．議案第４３号

○議長（草田　吉丸君）　日程第３８、議案第４３号令和５年度津和野町病院事業会計補正予算（第３号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第４３号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君　　大江　　梨君
米澤　宕文君　　横山　元志君
沖田　　守君　　御手洗　剛君
三浦　英治君　　田中海太郎君
寺戸　昌子君　　川田　　剛君

反対（０名）

―――――――――――――・――――・――――――――――――

日程第３９．議案第４４号

○議長（草田　吉丸君）　日程第３９、議案第４４号令和５年度津和野町水道事業会計補正予算（第４号）、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより議案第４４号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

賛成（１０名）

道信　俊昭君　　大江　　梨君
米澤　宕文君　　横山　元志君

沖田　　守君　　御手洗　剛君
三浦　英治君　　田中海太郎君
寺戸　昌子君　　川田　　剛君

反対（０名）

日程第４０．発委第４号

○議長（草田　吉丸君）　日程第４０、発委第４号津和野町議会ハラスメント根絶条例の制定についてを議題とします。

これより、本案について議会運営委員長より提案の趣旨説明を求めます。８番、三浦議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（三浦　英治君）　それでは、発委第４号、件名、津和野町議会ハラスメント根絶条例の制定について御説明します。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第１０９条第６項及び第７項、並びに津和野町議会会議規則第１４条第２項の規定により提出します。

提案理由としまして、良好な勤務環境を整え、信頼される津和野町議会の実現に資することを目的とし、「津和野町議会ハラスメント根絶条例」を制定する。

背景としましては、２０２０年６月１日にパワハラ防止法、労働施策総合推進法が施行されました。努力義務であったものが、２０２２年４月１日より義務化されたことによって、地方自治体でハラスメント防止条例の制定が相次いでいます。２０２３年１２月２７日時点では、一般社団法人地方自治体研究機構の調査によると、全国で４３の条例が制定されています。

それでは、条例について説明いたします。

津和野町議会ハラスメント根絶条例の前文として、ハラスメントは、基本的人権及び個人の尊厳を著しく傷つけ、住民福祉及び議会活動に支障を来し、議会の社会的信用及び信頼を失うことにつながります。

よって、議会としての役割を十分発揮するため、互いに人格を尊重し、相互信頼を深めることを通して、ハラスメントの根絶に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第１条において目的を、第２条においてハラスメントの定義を記載しております。

第４条では、議長の責務として、議長は、ハラスメントの抑止及び根絶に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、速やかに社会的信望があり、識見の高い者から指名選任した委員によるハラスメント問題に関する第三者委員会を設置し、当該事案の調査及び把握に努め、その解決に必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。

議長は、ハラスメントの抑止及び根絶に関する周知徹底を図るとともに、ハラスメントに関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとしています。

第７条では、議員の責務として、議員は、選挙で選ばれた町民の代表として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントに関する行動指針を遵守し、ハラスメントの抑止及び根絶に努めなければならないとしています。

委任として第１０条において、この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めるものとしています。

なお、この条例は公布の日から施行するものです。

令和６年３月１３日、津和野町議会議長、草田吉丸様。提出者、津和野町議会議員、三浦英治。

以上です。

○議長（草田　吉丸君）　以上で説明を終わります。これより質疑に入ります。ありませんか。沖田議員。

○議員（６番　沖田　　守君）　あの時宜を得てね、誠に結構なことだと思って、これに異論があるわけでは全くありませんが、町は、これは副町長、町は職員の条例、町職員のハラスメント等に関する条例を制定しておられますか、今。たしか要綱はあったと思うし、要綱、教育委員会も含めて要綱はあると思うが、条例はまだないと思うが、そこら辺はどうですかいね。

○議長（草田　吉丸君）　副町長。

○副町長（島田　賢司君）　確認したわけじゃありませんが、多分まだ条例の制定はしていないと思います。

○議長（草田　吉丸君）　沖田議員。

○議員（６番　沖田　　守君）　副町長、今言われたとおり、まだ制定されておらん。首をひねりようなことで。

○議長（草田　吉丸君）　三浦議員。

○議会運営委員会委員長（三浦　英治君）　津和野町職員のハラスメント防止に関する要綱というものは、令和５年３月１日訓令で第１号で出ているだけだと思います。要綱でした。

○議長（草田　吉丸君）　総務財政課長。いいですか。

○総務財政課長（益井　仁志君）　今、要綱はあるというのは確認はしたんですけど、条例はたしか、ごめんなさい、私もうろ覚えで申し訳ないんですけども、制定はされていないというふうに認識しております。

○議長（草田　吉丸君）　ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　討論なしと認めます。

これより発委第４号を採決します。本案を原案のとおり決することに、賛成の方は１のボタンを、反対の方は２のボタンを押してください。

〔賛成・反対ボタンにより表決〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（草田　吉丸君）　押し忘れなしと認めます。採決を締め切ります。賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（１０名）

道信　俊昭君	大江　　梨君
米澤　宕文君	横山　元志君
沖田　　守君	御手洗　剛君
三浦　英治君	田中海太郎君
寺戸　昌子君	川田　　剛君

反対（０名）

○議長（草田　吉丸君）　以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後１時13分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年　　月　　日

議　　長

署名議員

署名議員